（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条） 第二章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二条―第三十一条の三） 第三章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条―第四十二条） 第四章　削除 第五章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第五十四条―第五十九条） 第六章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第六十条―第六十三条） 第七章　雑則（第六十四条） 附則 （記録の整備） **第九条**　（略） ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略） 三　第十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　第二十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録 五　第三十一条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （職員の配置の基準） **第十二条**　（略） ２～７　（略） ８　特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。）に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	目次 第一章　総則（第一条） 第二章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二条―第三十一条の二） 第三章　ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条―第四十二条） 第四章　削除 第五章　地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第五十四条―第五十九条） 第六章　ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第六十条―第六十三条） 第七章　雑則（第六十四条） 附則 （記録の整備） **第九条**　（略） ２　特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一・二　（略） 三　第十五条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四　第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五　第三十一条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （職員の配置の基準） **第十二条**　（略） ２～７　（略） （新設）